平成23年(あ)第909号 覚せい剤取締法違反,関税法違反被告事件 平成24年3月2日 第二小法廷判決

主

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中180日を第1審判決の懲 役刑に算入する。

理 由

弁護人今村憲の上告趣意のうち、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律による 裁判員制度に関して憲法32条、37条1項違反をいう点は、裁判員制度が憲法の これらの規定に違反しないことは当裁判所の判例(最高裁平成22年(あ)第11 96号同23年11月16日大法廷判決・裁判所時報1544号1頁)とするとこ ろであるから、理由がないことが明らかである。

弁護人のその余の上告趣意は、単なる法令違反、事実誤認、量刑不当の主張であって、刑訴法405条の上告理由に当たらない。

よって、同法408条、181条1項ただし書、刑法21条により、裁判官全員 一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 千葉勝美 裁判官 古田佑紀 裁判官 竹内行夫 裁判官 須藤正彦)